

大分市告示第346号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、
特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和7年7月1日

大分市長 足立 信也



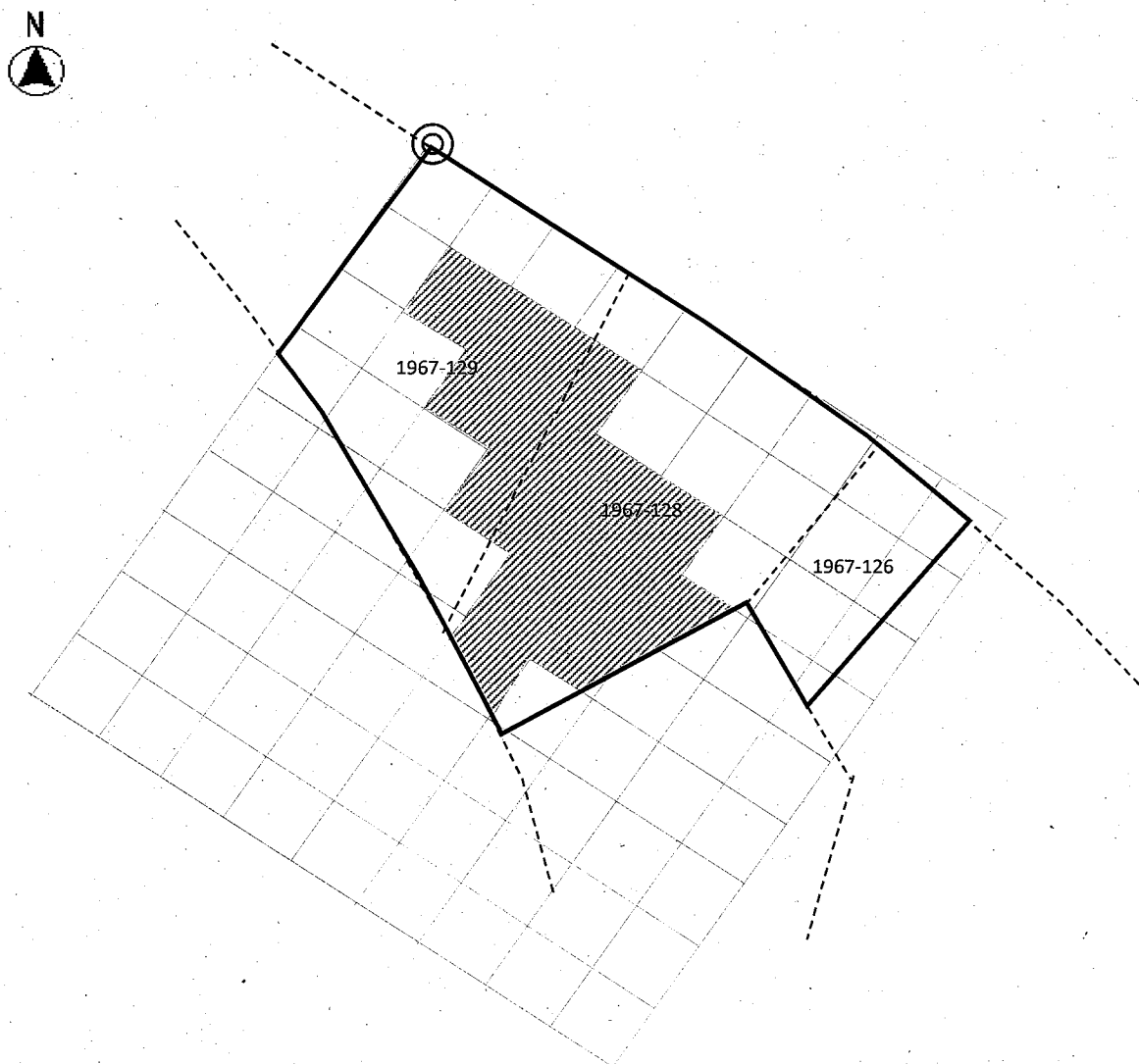
1. 指定する区域

別図のとおり

（大分市弁天2丁目1967番128の一部、129の一部）

2. 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項
の基準に適合していない特定有害物質の種類

・テトラクロロエチレン



< 起点 >

起点は弁天2丁目1967-129
の最北端の地点とする。

< 凡例 >

◎：起点

点線：筆境界

細線：10m格子図

斜線：形質変更時要届出区域

< 格子の回転角度 >

56° 00′

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並び
にこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点
を支点として左回りに回転させた角度を示す。